

令和6年度企業版ふるさと納税マッチング及び共創フロント推進業務委託
質問及び回答

令和6年4月4日
政策経営局共創推進課

No.	質問事項(原文)	回答
1	令和6年度企業版ふるさと納税マッチング及び共創フロント推進業務委託について、人材派遣型の企業版ふるさと納税の活用をご提案があった場合、ご対応できるのかお教え頂けますでしょうか。	本業務では、現金納付の企業版ふるさと納税を成果の対象としているため、人材派遣型や物品による寄附についても成果の対象とはなりません。
2	(1)企業版ふるさと納税マッチング支援業務と (2)共創フロント推進業務、両方に関する提案を予定していますが、(2)共創フロント推進業務に係る提案に不足があり、業務委託が難しいとなった場合、(1)企業版ふるさと納税マッチング支援業務に関しても業務委託できない等が発生いたしますか。提案内容に沿って、(1)だけでも委託いただけるようなものでしょうか。	本業務では、共創フロントを通じた公民連携を推進しながら、そのための財源として企業版ふるさと納税を獲得する仕組みの検証を想定していますので、(2)の業務の実施が難しく、(1)の業務のみという形での委託を行うことはできません。(提案書評価基準参照)
3	共創フロント推進業務に関して、フリー型とテーマ型がありますが、どちらも該当しますでしょうか。	本業務では、基本的に「テーマ型共創フロント」を起点とした公民連携の推進を想定しています。(業務説明資料参照)
4	共創フロント推進業務に関して、公民連携に関する「協定」「覚書」の日付をもって契約期間内の実績とするかしないかを判断するものとなりますか。	本業務では、原則として「協定」「覚書」締結の日付をもって、契約期間内の実績(成果)を判断します。
5	寄附の意向は12月末日までに確定とありますが「寄附申出書の提出=確定」と見なされますか？その場合は、入金は1月以降でも問題ありませんでしょうか？	寄附の意向は、原則として「寄附申出書」の提出をもって確定したものとみなします。寄附の受納が翌年1月以降になることは問題ありませんが、年度内の確実な予算執行という観点から委託者と協議が必要となります。
6	成果2の「寄附金額」とは何に対する寄附を指しておりますか？	委託者が行う対象事業「公民共創の推進」に対して行われた寄附金額を指します。
7	プロポーザルに関するプレゼンテーション及びヒアリング実施場所が横浜市庁舎会議室となっておりますが、オンラインでの対応は可能でしょうか？また、現地でしか対応できない場合、実施時間のご相談をさせていただくことは可能でしょうか？	オンラインでの対応はできません。また、実施日時についても、本市から指定した日時においてご参加いただきます。

8	契約時は当社の契約書のひな形での契約締結は可能でしょうか？	本業務では、横浜市市民協働条例に基づく協働契約となるため、本市所定のひな型で契約を締結していただきます。 協働契約について 横浜市 (yokohama.lg.jp)
9	企業へのプロモーションの際に貴市より書類の提供を求める可能性があります。その際の郵送費をご負担いただくことは可能でしょうか？	本業務において、委託費以外に費用を負担することはできません。

以上